

地方分権一括法

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)

1. 国と地方公共団体との役割分担の明確化

①地方公共団体が担う役割 (自治法 § 1 の 2①)

- ・地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、
地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

②国が担う役割 (自治法 § 1 の 2②)

- ・国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担する。

③地方公共団体の事務に関する国の役割等に係る原則

1) 立法原則 (自治法 § 2①)

- ・地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、
国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

2) 解釈・運用原則 (自治法 § 2②)

- ・地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、
国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、解釈・運用しなければならない。

2. 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

(1) 地方分権一括法による改正前の地方公共団体の事務

①事務の三分類

＝公共事務 (固有事務) ・団体委任事務 ・行政事務

②機関委任事務は国の事務

- ・「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務及び
法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」 (改正前の自治法 § 148①)
- ・制度の概要
 - 1) 主務大臣又は都道府県知事の指揮監督権
 - 2) 市町村長の機関委任事務について、都道府県知事に処分の取消停止権
 - 3) 長に対する職務執行命令訴訟の制度
 - 4) その他

- ・機関委任事務制度の弊害

- 1) 知事、市町村長に、二重の役割
- 2) 行政責任の所在が不明確
- 3) 国が一般的な指揮監督権に基づいて瑣末な関与
- 4) 地域における総合行政の妨げ

③地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止

- ・地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年12月）

「国と地方公共団体との関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換させるため、機関委任事務制度の廃止を決断すべき」

④機関委任事務制度廃止後の事務の分類

- ・存続する事務について、自治事務と法定受託事務に分類

(2)自治事務

①「自治事務」（自治法 § 2⑧）

- ・地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの

②自治事務の処理に関する国の配慮（自治法 § 2⑬）

- ・国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう
特に配慮しなければならない。

(3)法定受託事務

①定義（自治法 § 2⑨）

- ・第一号法定受託事務

「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を**特に**確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に**特に**定めるもの」

- ・第二号法定受託事務

「法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を**特に**確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に**特に**定めるもの」

②8項目のメルクマール（地方分権推進計画：平成10年5月閣議決定）

- 1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務
- 2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ・ 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務
 - ・ 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務
 - ・ 環境保全のために国が設定した環境の基準及び規制の基準を補完する事務
 - ・ 信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務
 - ・ 医薬品等の製造の規制に関する事務
 - ・ 麻薬等の取締りに関する事務
- 3) 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下のもの
 - ・ 生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務
 - ・ 全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務
 - ・ 国が行う国家補償給付等に関する事務
- 4) 広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止や医薬品等の流通の取締りに関する事務
 - ・ 法定の伝染病のまん延防止に関する事務
 - ・ 公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務
- 5) 精神障害者等に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務
- 6) 国が行う災害救助に関する事務
- 7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの
- 8) 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務

③具体的な事務の振り分け

- ・ 地方分権一括法附則 § 250
 - ア) 第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けないようにする。
 - イ) 施行時点で法定受託事務となっているものについても、
地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行う。

④具体的な事務は、自治法・自治令別表に記載（自治法 § 2⑩）

(4) 自治事務及び法定受託事務の制度上の取扱い

① 条例制定権

② 地方議会の権限

③ 監査委員の権限

④ 行政不服審査

⑤ 国の関与等

3. 国の関与等の見直し

* 国の関与の問題点

- ① 国の権限が強くなって、地方公共団体の自主性や自立性を損なう。
- ② 国の関与が行われると、責任の所在が不明確になる。

(1) 包括的な指揮監督権の廃止

- ・なお、各大臣等は、法定受託事務について、必要最小限度の処理基準を定めることができ（自治法 § 245 の 9）、処理基準に反する事務処理は、違法となる。

(2) 関与の法定主義の明文化

- ・地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令によらなければ、
国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされない（自治法 § 245 の 2）。

(3) 関与の基本原則の明文化

- ・関与は、その目的を達成するために必要最小限のものとし、
地方公共団体の自主性・自立性に配慮しなければならない（自治法 § 245 の 3①）。

(4) 関与の基本類型

- ・事務の区分ごとに、「関与の基本類型」を規定。
→基本類型以外の関与を設けることを制限した。

(5) 関与の手続ルールの創設

①趣旨（公正・透明の原則）

②内容

- ・ 書面主義の原則
- ・ 許認可等の基準の設定と公表
- ・ 標準処理期間の設定と公表 など

(6) 係争処理手続の創設

① 国の関与に関する係争処理の仕組み

1) 「国地方係争処理委員会」の設置（自治法 § 250 の 7）

2) 審査の申出の対象

a) 国の関与のうち処分その他公権力の行使に当たるもの（自治法 § 250 の 13①）

- ・ 「公権力の行使」

b) 不作為（同条②）

- ・ 申請等が行われ、国が何らかの処分を行うべきなのに、
相当の期間を経過してもこれを行わない場合。

c) 協議（同条③）

- ・ 協議に係る地方公共団体の義務を果たしたのに、当該協議が整わない場合。

3) 国地方係争処理委員会による審査・勧告

a) 国の関与のうち処分その他公権力の行使に当たるもの

ア) 自治事務に対する国の関与

- ・ 違法又は地方公共団体の自主性、自立性を尊重する観点から不当と認めるとき、
必要な措置を勧告する（自治法 § 250 の 14①）。

イ) 法定受託事務に対する国の関与

- ・ 違法と認めるとき、必要な措置を勧告する（同条②）。

b) 不作為

- ・ 審査の申出に理由があると認めるときは、必要な措置を勧告する（同条③）。

c) 協議

- ・ 地方公共団体が協議の義務を果たしているかどうかを審査し、
その結果を通知する（同条④）。

4) 国の行政庁の措置等

- ・ 国は、「勧告に即して必要な措置を講ずる」義務を負う（自治法 § 250 の 18①）

5) 訴訟の提起（司法救済の道）

- ・ 訴えの提起ができるのは、国の行政庁が措置を講じないときや、
講じた措置に不服があるときなど（自治法 § 251 の 5①）。

② 実例【勝馬投票券発売税の総務大臣協議に対する不同意案件（横浜市）】

③都道府県の関与に関する係争処理の仕組み

- ・国と地方公共団体との間の手続に準じて、

最終的には司法手続による解決を求めることができるようにする。

→自治紛争処理委員制度（自治法 § 251～ § 251 の 4）

4. 権限移譲の推進

(1) 個別法改正による権限移譲

(2) 特例市制度の創設 → 《大都市等に関する特例》全般について説明

①対象都市の要件

1) 指定都市（自治法 § 252 の 19①）

- ・人口 50 万以上が自治法上の指定の要件

- ・現在の指定状況（17 市）

2) 中核市（自治法 § 252 の 23）

- ・人口 30 万以上

- ・平成 6 年制度創設時は、人口に加えて、次の二つも要件であった。

ア) 昼夜間人口比率（人口 50 万未満の場合：昼間人口 > 夜間人口）

→分権一括法で削除

イ) 面積（100 k m²以上）（人口 50 万未満の場合）

→平成 18 年自治法改正で削除

- ・現在の指定状況（35 市）

3) 特例市（自治法 § 252 の 26 の 3）

- ・人口 20 万人以上

- ・現在の指定状況（44 市）

②特例

1) 都道府県の権限の移譲

ア) 指定都市

イ) 中核市

- ・指定都市に移譲された権限のうち、中核市で処理することが適当でない事務以外の権限が移譲される。

ウ) 特例市

- ・中核市に移譲された権限のうち、特例市で処理することが適当でない事務以外の権限が移譲される。

2) 財政上の特例

3) 行政区の設置

- ・指定都市のみの特例（自治法 § 252 の 20）

4) 国、都道府県の関与の特例

ア) 指定都市

- ・一般の市町村であれば都道府県知事から受ける関与について、指定都市は、知事からの関与を受けなったり、都道府県と同様に、各大臣から受けたりすることがある（自治法 § 252 の 19②）。

イ) 中核市

- ・福祉に関する事務に限り、同様の特例。

ウ) 特例市

- ・当面、特例なし。

(3) 条例による事務処理の特例

① 制度の趣旨

② 対象となる事務

- ・「都道府県知事」の権限に属する事務（自治法 § 252 の 17 の 2①）
- ・教育委員会の権限に属する事務についても、同様の制度がある。
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 § 55）

③ 効果

- 1) 市町村長が管理し、執行することとなる（自治法 § 252 の 17 の 2①後段）。
 - ・都道府県教育委員会の事務の場合には、市町村教育委員会が管理執行。
- 2) 法令等の適用関係（自治法 § 252 の 17 の 3①、地教行法でも準用）
 - ・当該「事務」を規定する法令等については、都道府県の規定が適用される。
- 3) 許可等の権限を市町村が処理することとした場合、
 - その手数料は、市町村が条例で定めて徴収でき、市町村の歳入となる。
- 4) 都道府県は、当該事務を行うこととなる市町村に対し、事務の執行に要する経費について、必要な財源措置を講じなければならない。
（地財法 § 28）

④ 平成 16 年自治法改正

- ・市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限の一部を処理することができるよう要請できることとした。
→都道府県知事は、速やかに市町村長と協議を行わなければならない。
（自治法 § 252 の 17 の 2③④）

5. 必置規制の見直し

①必置規制

＝国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとする事。
(地方分権推進法 § 5)

②見直しの視点

1) 自主組織権の尊重

2) 行政の総合化

3) 行政の効率化

③具体的な見直し

- ・ 必置規制は必要最小限のものとし、
その基本的内容は、「法律又はこれに基づく政令」に規定する。

6. 地方事務官制度の廃止

①地方事務官制度

- ・ 自治法の施行に当たり、都道府県知事に機関委任された事務の一部に従事する職員を、当分の間、国家公務員とすることとされた（改正前の自治法附則 § 8）。

②地方事務官制度の廃止

- ・ 国（主務大臣）で予算権、人事権を持ち、
都道府県知事が職務上の指揮監督を行うという変則的な制度。

7. 地方公共団体の行政体制の整備・確立

- ・ 地方議会活性化方策として、議員の議案提出の要件緩和など。